

第1回

# 阿南町消防団 検討委員会

令和3年11月9日（火）

# 目 次

- 1 消防団検討委員会設置の目的 P3~P4
- 2 消防団の現状 P5~P32
- 3 消防団の必要性 P33~P42
- 4 消防団の活性化対策 P43~P61

# 1 消防団検討委員会設置の目的

# 消防団検討委員会設置の目的

近年の社会情勢の変化は、消防団の運営、活動等に様々な影響を及ぼしており、全国的に、団員数の減少と“会社員団員”の増加に伴う地域の消防力の低下が深刻な問題となっています。

当町においても、団員数は年々減少し、条例定数190人に対して、毎年定数を割り込み、令和3年度では嘱託員を含めて146名という現状となっており、その多くが“会社員団員”です。

さらに近年は様々な災害が頻発する中で、“地域防災力の中核”となる消防団の重要性は益々高まっており、機械力や機動力の充実強化も求められています。



## 消防団検討委員会の設置

- ・ 消防団活動へ参加する住民の範囲を広げ、活動への理解を深め、地域ぐるみで消防団の活性化を図る。
- ・ 消防団員が抱える活動環境や処遇の課題を解消し、活動しやすい環境づくりを実現する。
- ・ 消防団を火事だけでなく防災体制の中核として位置づけ、より安全・安心なまちづくりを実現させる。

## 2 消防団の現状





# 消防団とはどんな組織？

- 消防団は、消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関で、消防団員は、市町村における非常勤の特別職地方公務員です。基本的には非常備の消防機関です。
- 通常は、他の職業等に就いている一般住民で構成されており、自治体から装備及び報酬が支給されます。その活動はボランティア精神で成り立っています。

---

## 消防団の歴史

---

江戸時代中期 「町火消(まちびけし)」組合が創設される

---

明治27年(1894年) 消防組規則により「消防組」が全国で設置される。

---

昭和14年(1939年) 第二次世界大戦の戦時下、警防団令により「警防団」に改編

---

昭和22年(1947年) 消防団令により「消防団」となる

---

昭和23年(1948年) 消防組織法により消防団は地方公共団体に付属する消防機関として規定される

---

### 【参考】消防本部（消防署など）の歴史

明治～大正 東京、大阪などの大都市にのみ公設消防署が設置される。

昭和40年代以降 常備化が進められるとともに、一部事務組合方式や事務の委託方式を活用して数か所の市町村単位でまとまった消防体制をとる広域化も進められる。

# 消防団の活動状況

- 消防団員は、通常は各自の職業に従事しながら、いざ災害が発生した際には、いち早く現場に駆けつけ災害防ぎょ活動を行っており、消火活動はもちろんのこと、特に地震や風水害等の大規模災害時、林野火災時には、多数の消防団員が出動し、被害の拡大防止に活躍しています。
- 一方、災害時の活動以外においても、戸別訪問による防火指導や応急手当の普及指導、地域の行事の際の警戒等地域に密着した活動を幅広く行っており、近年増えつつある女性消防団員も、優しさやきめ細やかな配慮などを生かして活躍しています。

# 消防団の抱える問題

- ① 団員数の減少…昭和28年当時全国の200万人以上いた消防団員は、令和2年は80万人となり、ここ数年は2年連続で1万人以上減少する危機的状況が続いている。（特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少、農村・中山間地域の人口も減少）
- ② 会社員団員の増加…消防団員に占める被雇用者の割合が約7割までに高まっており、「以前のように全ての活動に参加できない」といった、時間帯や曜日の偏りに繋がり、一般的な職住分離の傾向と相まって地域によっては昼間における消防力の低下が懸念されている。

## 消防団の充実強化への基本的な考え方

消防団へ参加する住民の範囲を広げていくことが重要であり、住民の幅広い層からの団員を確保するため、消防団側の意識・制度の改革、住民・事業所の参加への取組の検討が必要。



# 消防団の機能と特性

- ① 普遍性であり、消防団員は全国の至る所に存しており、いかなる場所で災害が発生しても即座に対応することが可能であること。
- ② 地域密着性であり、消防団員は、その地域に居住又は勤務している人が団員となっているので、地域とのつながりが深く、また、地域の各種事情について豊富な知識を有していること。
- ③ 即時対応力であり、消防団員は、定期的に教育訓練を受けており、消防に関する相当程度の知識及び技術を有していること。
- ④ 多面性であり、消防団員は、消火活動を行うのみならず、火災予防の面でも住民指導、巡回広報等を実施し、また、風水害及び地震等、各種災害防ぎょ活動に当たっている他、遭難者の捜索救助、各種警戒等の活動を行っていること。
- ⑤ 要員動員力であり、全国で約82万人と消防職員の約5倍の人員を有し、特に大規模災害時及び林野火災時には、要員動員力により災害防ぎょ活動に当たることができること。
- ⑥ 広域運用性であり、消防団は、大規模災害時には、相互応援協定により、その管轄区域を越えて活動を行うことができること。

# 阿南町及び飯伊の消防体制の沿革

明治42年(1909年)	大下条消防組が発足。富草・豊・旦開もこれに前後して発足されたと推定。
昭和22年(1947年)	「消防団」として各村において設置運営となる
昭和32年(1957年)～昭和34年(1959年)	合併により組織統一され、「阿南町消防団」が発足
昭和61年(1985年)	「飯田地区広域消防組合」発足(阿南町も加入)
昭和62年(1987年)	阿南消防署竣工
平成6年(1994年)	「飯伊広域行政組合 飯田広域消防本部」設立(複合組合)
平成11年(1999年)	「南信州広域連合 飯田広域消防本部」設立(広域連合化)

# 阿南町消防団の概要について

■ 令和3年度団員数 146名（基本団員106名、嘱託団員40名）

平均年齢34.6歳 / 男性139名(平均34.4歳) 女性7名(平均38.3歳)

■ 定年 38歳(基本団員) 55歳(嘱託団員)

■ 条例定数人員 190名 ※令和3年度は44名不足

■ 分団構成と管轄地区

●第1分団…新野地区 ●第2分団…大下条地区（北条・東条）

●第3分団…大下条地区（西条・南条）和合地区 ●第4分団…富草地区

■ 火災発生時の各分団の出動範囲

①町内で発生した火災については、各分団のポンプ車は原則として出動する。

②第2分団、第3分団については、町内で発生した火災は発生場所に関わらず全団員出動する。

③第1分団、第4分団については、分団管轄外で発生した火災は、ポンプ車以外は待機とし、二次要請があった場合に出動する。

## 平常時の活動概要

- ① 訓練…消防団員としての礼式、規律、消防技術、救護技術等の習得・向上を目的として行う。
- ② 予防消防…火災などの発生を防ぐため、町内を巡回し各家庭への防災広報・消火器及び防火水槽点検清掃を行う。  
また9月の防災訓練では町民の方に対し消火器使用方法の講習を、12月には年末夜警を行う。
- ③ その他…定例行事として出初め式、辞令交付式を行う。

## 非常時の活動概要

- ① 火災…消防署広報（火災発生広報）があった場合、各詰所(機関積載車車庫)へ集合し出動体制(人員)を整え出動し、現場本部の指揮により消火活動を行う。
- ② 風水害・捜索等…要請者から町(消防本部)又は消防団関係者に要請があった場合、町長、団長、消防本部による状況調査及び検討により必要と判断された場合に団長命令で出動し活動にあたる。

# 基本団員について

## 1 報酬及び費用弁償

### ① 年額報酬

- ・ 階級ごとに年額報酬が定められている。
- ・ 支給方法は部長以下は所属分団へ支給、正副分団長以上は個人へ直接支給

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
報酬年額(円)	277,600	238,600	89,100	74,700	50,100	39,000	33,500
月額換算(円)	23,133	19,883	7,425	6,225	4,175	3,250	2,791

### ② 出動手当（平成27年～）

- ・ 町関与行事（出初式、操法大会等）に対し、出席数×4,000円の報酬(※)

※平成27年当初は3,000円、令和2年から4,000円に増額

- ・ 火災等による緊急時の出動報酬は無し
- ・ 支給方法は個人へ直接支給

年間対象行事

（春季訓練/Dブロック操法講習/町操法技術大会/実地訓練/予防査察 春・秋/年末夜警/出初式）  
⇒8行事×4,000円=32,000円/年

2 公務災害補償（消防団員等公務災害補償等共済基金…消防基金事業）

- ・ 団員等(協力者含む)が公務による傷病または死亡が発生した場合において、その損害を補償する。

3 福祉共済（消防団員等福祉共済…消防協会事業）

- ・ 団員等が万が一死亡または障害を受けた場合、公務・公務外により給付種別の共済金額を給付する。

区分	事由	給付種別	共済金額(円)
死亡	公務・公務外	遺族援護金	1,000,000
	公務	弔慰金	23,000,000
		保育援護金	1人 250,000
重度障害 (障害の等級 1級又は2級)	公務・公務外	生活援護金	1,000,000
	公務	重度障害見舞金	23,000,000
		保育援護金	1人 250,000
障害 (障害の等級 3級～12級)	公務・公務外	障害見舞金 3級又は4級	500,000
		5級又は6級	300,000
		7級又は8級	180,000
		9級又は10級	90,000
		11級又は12級	60,000
入院	公務・公務外	入院見舞金(120日限度)7日以上の入院で1日あたり	1日 1,500



4 公務災害防止研修（消防団員等福祉共済…消防基金事業）

消防団員の公務災害を未然に防止するための、安全装備品や個別の健康指導、公務災害防止のための研修を、消防基金事業による助成金などを活用して実施する。

令和3年度…消防団員セーフティ・ファーストエイド研修（11/21実施予定）

5 退職報償金（消防団員等公務災害補償等共済基金…消防協会事業）

- ・勤務年数及び階級に応じて退職金が支給される。（勤務3年以上）

	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	……	19年	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年 以上
団長	197,000	218,000	239,000	260,000	281,000	302,000	323,000	344,000		567,000	594,000	779,000	979,000
副団長	189,000	209,000	229,000	249,000	269,000	289,000	309,000	329,000		513,000	534,000	709,000	909,000
分団長	181,000	200,000	219,000	238,000	257,000	276,000	295,000	318,000	中	493,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	180,000	197,000	214,000	231,000	248,000	265,000	282,000	303,000	略	460,000	478,000	624,000	809,000
部長及び 班長	174,000	189,000	204,000	219,000	234,000	249,000	264,000	283,000		422,000	438,000	564,000	734,000
団員	166,000	180,000	200,000	208,000	222,000	236,000	250,000	264,000		394,000	409,000	519,000	689,000

# 消防嘱託員制度（平成10年～） ※現制度は平成24年～

## 1 導入の経過

消防団員の減少による団活動の確保及び団員の勤務形態の多様化により、出動消防団員の確保が危惧される現状への対応等のために、この制度を設ける。

## 2 対象者

(1) 消防退団者

(2) 阿南町に居住し原則として常時町内（地区内）に勤務している者

(3) 男性は39歳以上55歳以下 / 女性は18歳以上55歳以下

3 任 期 1年（ただし、再任は妨げない）

4 定 数 50名以内

5 任 命

消防団長の推薦により、町長が任命する。団長は、各分団の実態を把握し、過剰にならないようにする。

## 6 出動等

### (1) 男女共通

- ア 本団主催の各事業への出席は必要ないものとする。
- イ 分団とのポンプ操作訓練等（水出し訓練）は必ず出席する。  
ただし、分団主催の各事業については、分団長から依頼を受けた場合のみ出席する。
- ウ その他、団長が必要と認めたとき。
- エ 出動した囑託員の把握は、各分団長が行う。
- オ 火災や風水害による出動は、原則として、出身分団で発生した場合とする。
- カ その他要請があった場合。

### (2) 女性

- ア 救護係とし、救急救命・啓発活動・初期消火訓練を行う。
- イ 救護講習会と実地訓練の中で救護訓練を実施する場合は出席する。
- ウ 新入団員については、春季訓練・辞令交付式へ出席する。

## 7 報酬等

(1) 年額報酬 10,000円

(2) 出動手当 1時間あたり720円（時間単位で、30分以上切り上げ）

休日、祝祭日の出動は、時間単価に135/100をかけた金額（972円）

### ア 出動手当に含まれる出動

a 出身分団で発生した火災の出動

b 分団と行う訓練

c 出初式や火災出動で分団の団員が手薄になったときの地区内での待機

d 予防査察や、防火水槽の泥だし等分団事業への協力

e その他団長が認めたもの

### イ 出動手当に含まれない出動

a 分団で行う慰労会等へ出席した時間

b 祭事等への協力

(3) 補償については、基本団員に準ずる

(4) 退職報償金は、町からの支給基準（階級「団員」に準じる）により支給する。

※勤務5年以上から 5年単位を基準とし「団員」階級区分により支給

（基金より「団員」扱いにより支給される。掛金も「団員」として支払っている。）

5年～9年は200,000円 10年～14年は264,000円

町長  
 団長  
 副団長

# 阿南町消防団の構成

令和3年4月時点

(本部長)  
 消防主任(喇叭分団長兼任)

各分団(1~4)  
 (正・副分団長)

		大下条(西条・南条)					
		新野	大下条(北条・東条)	和合	富草		
管轄分類		第1分団	第2分団	第3分団	第4分団		
役割分類		分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長	8	
特科分団	機関分団長	機関部長 副部長 班長[3] 団員[17]	機関部長 副部長 班長[3] 団員[11]	機関部長 副部長 班長[3] 団員[10]	機関部長 副部長 班長[4] 団員[18]	78	
喇叭集団	喇叭分団長	喇叭部長 団員[4]	喇叭部長 団員[1]	喇叭部長 (分団長兼任) 団員[1]	喇叭部長 団員[3]	13	
旗手	本団旗手	分団旗手	分団旗手	分団旗手	分団旗手	5	
		3	30	21	19	31	104
嘱託消防団		嘱託団員[14]	嘱託団員[10]	嘱託団員[10]	嘱託団員[6]	40	
(うち女性嘱託員)		(0)	(1)	(3)	(2)	(7)	
		44	31	29	37	144	

正副団長  
 含めて  
**146**

## 消防団の機械力等 令和3年11月現在

	第1分団				第2分団				第3分団				第4分団				役場	合計							
	大村	荒木	消防会館	砂田	栃洞	深見	御供	中谷	川田	三共大平	田上	早稲田	上和合	日吉	東部	栗野	雲雀沢	鷺巣	梅田	大島	門原	鴨目			
ポンプ自動車			⑧			⑨										⑭									3台
普通積載車			⑫									⑫									⑫			⑦	5台
軽積載車	⑫	⑦		⑧	⑧		⑫	⑩	⑩	⑪	⑩		⑬	⑨	⑬		⑧	⑨	⑫	⑪		⑦			17台
合計	6台				5台				6台				7台				1台	25台							

※○内の数字は配備した年度（平成○年度）

※令和3年度は平久・和知野詰所廃止役場消防車両を廃車し、平久車両を役場車両に転用

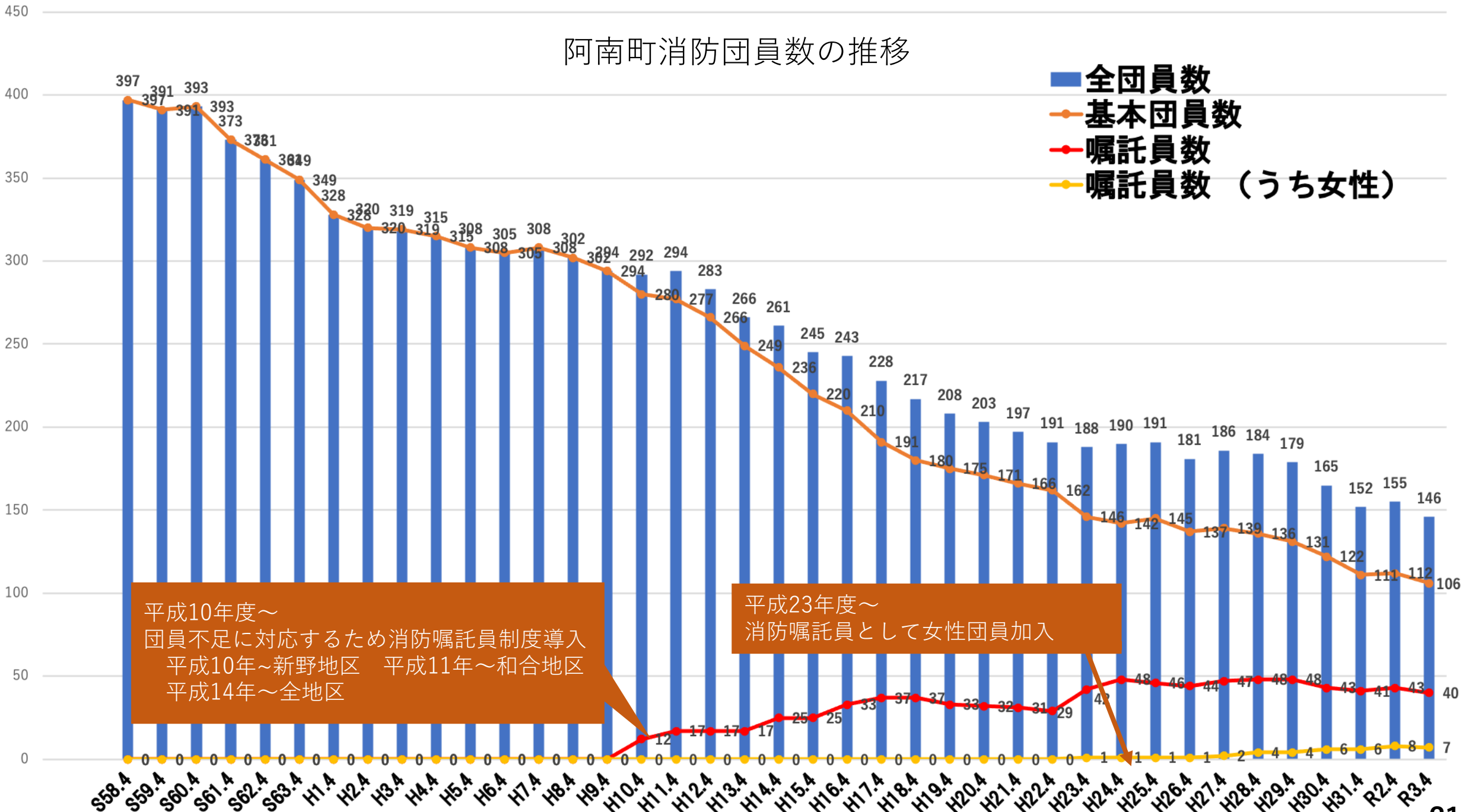
## 消防水利の現況 令和3年11月現在

	消火栓(基)	防火水槽(m <sup>3</sup> 類の個数)				合計	その他
	公設	100以上	60以上100未満	40以上60未満	20以上40未満	小計	プール ため池 など
計	228		3	156	27	186	415



# 阿南町消防団員数の推移

- 全団員数
- 基本団員数
- 嘱託員数
- 嘱託員数（うち女性）

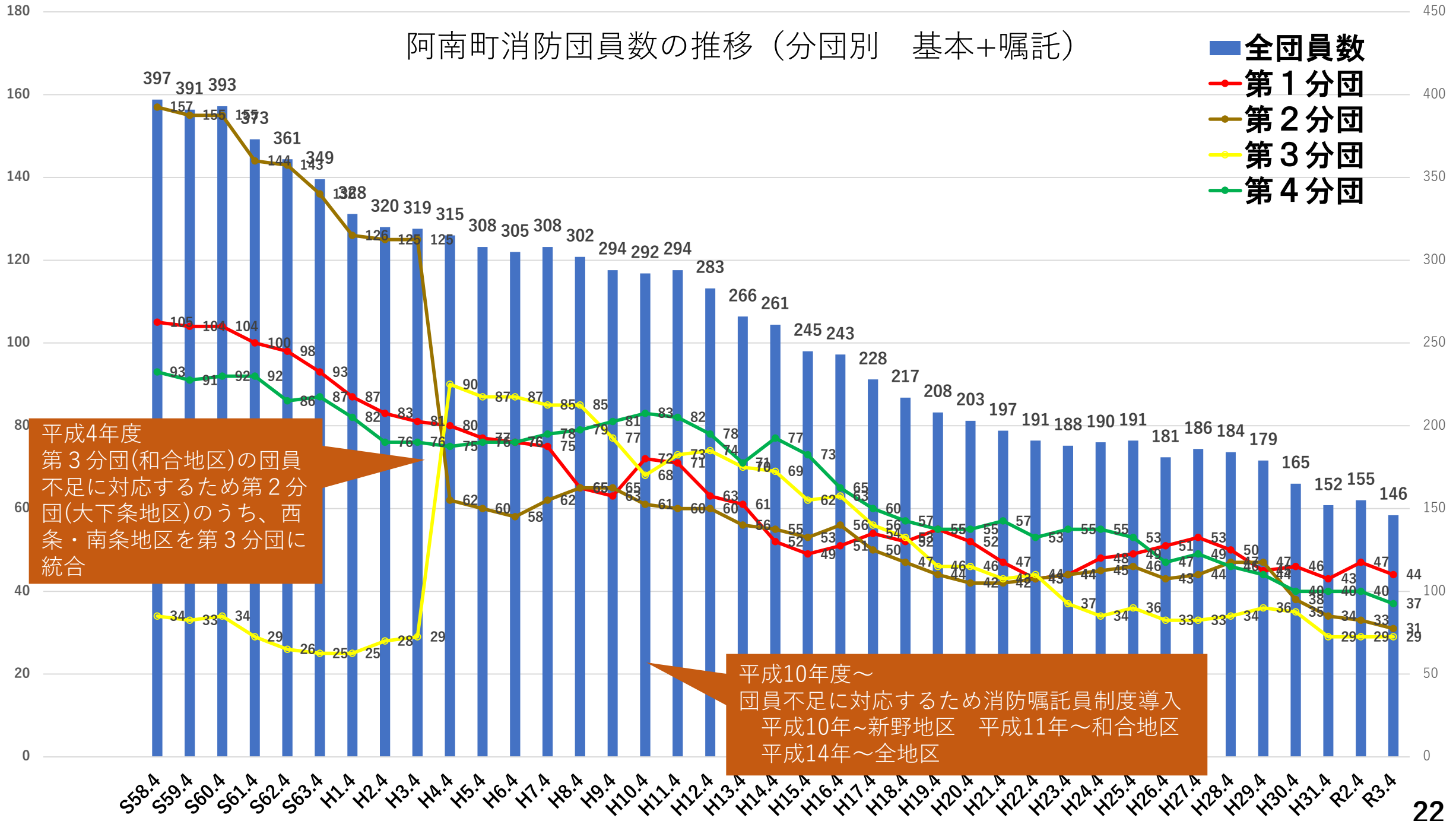


平成10年度～  
 団員不足に対応するため消防嘱託員制度導入  
 平成10年～新野地区 平成11年～和合地区  
 平成14年～全地区

平成23年度～  
 消防嘱託員として女性団員加入

# 阿南町消防団員数の推移（分団別 基本+嘱託）

- 全団員数
- 第1分団
- 第2分団
- 第3分団
- 第4分団

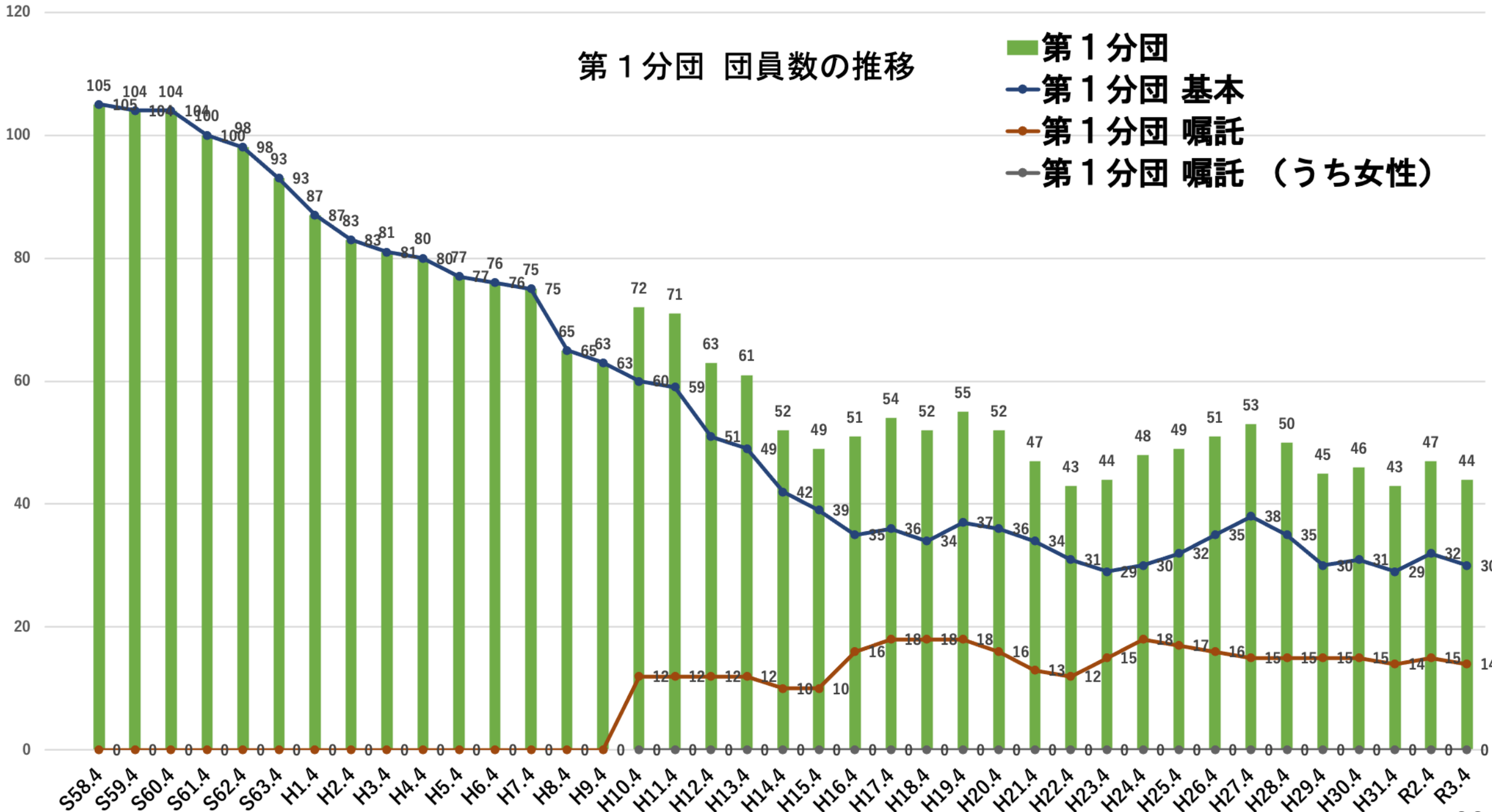


平成4年度  
第3分団(和合地区)の団員  
不足に対応するため第2分  
団(大下条地区)のうち、西  
条・南条地区を第3分団に  
統合

平成10年度～  
団員不足に対応するため消防嘱託員制度導入  
平成10年～新野地区 平成11年～和合地区  
平成14年～全地区

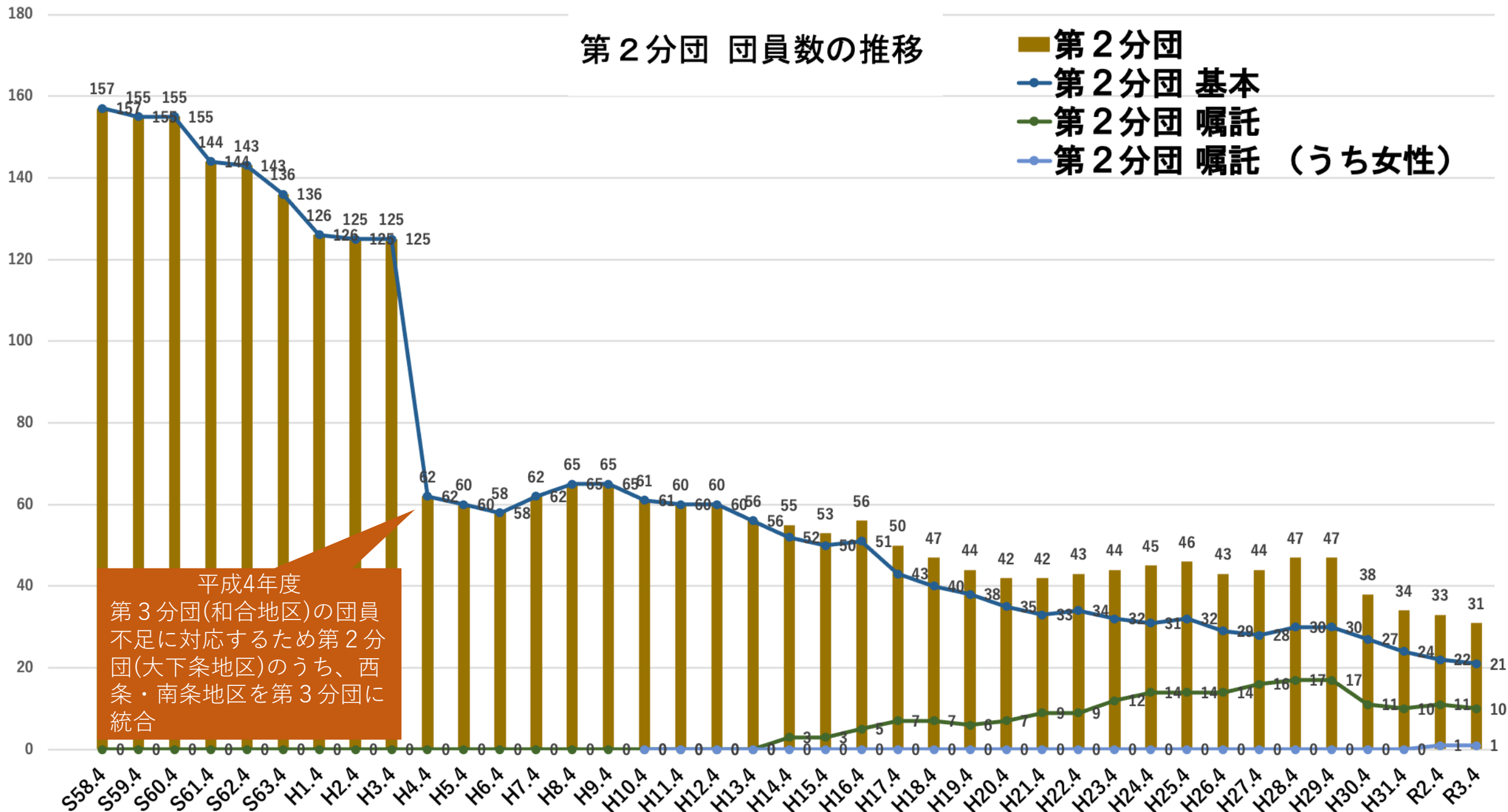
# 第1分団 団員数の推移

- 第1分団
- 第1分団 基本
- 第1分団 嘱託
- 第1分団 嘱託（うち女性）



## 第2分団 団員数の推移

- 第2分団
- 第2分団 基本
- 第2分団 嘱託
- 第2分団 嘱託 (うち女性)

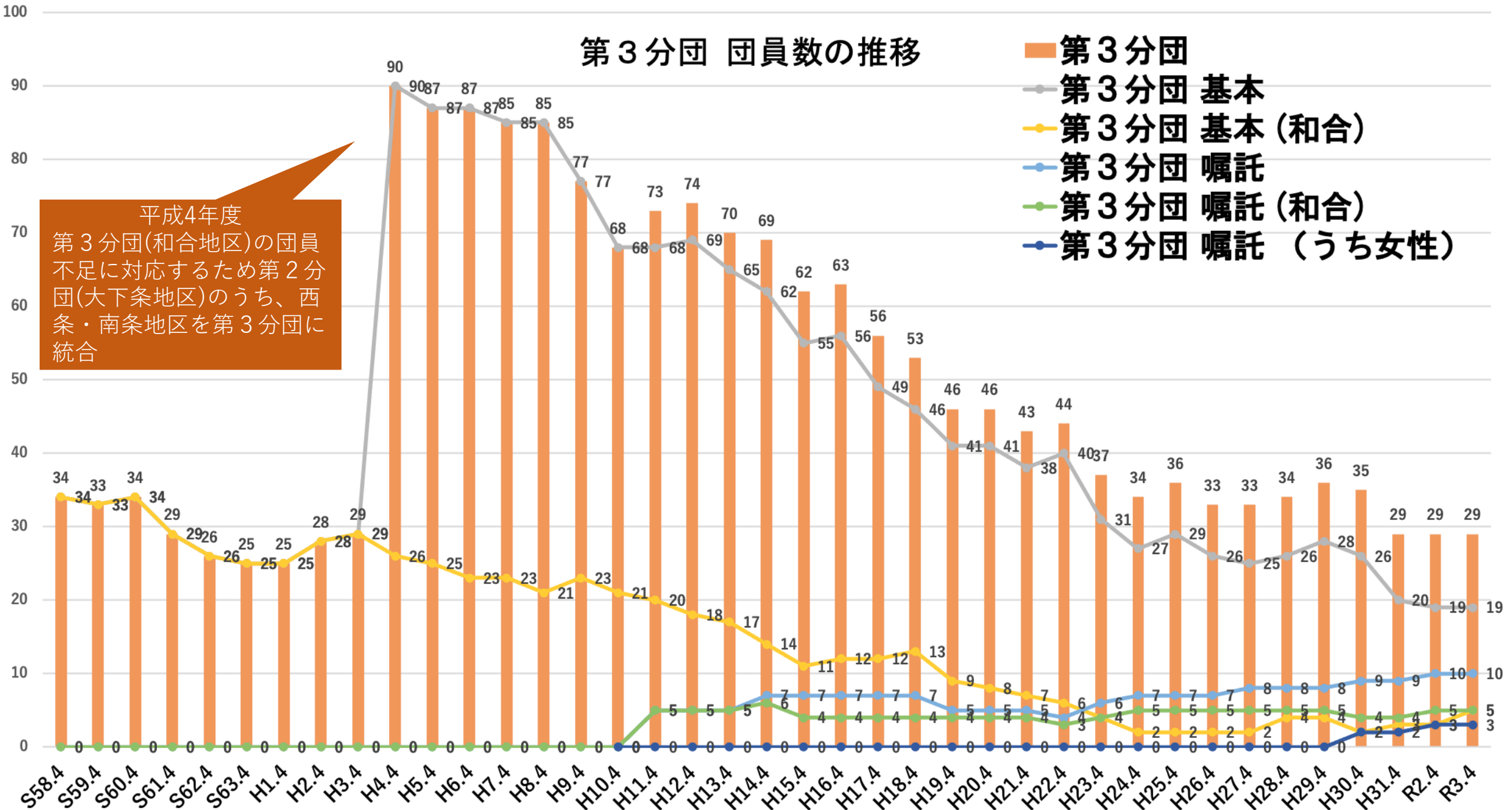


平成4年度  
第3分団(和合地区)の団員不足に対応するため第2分団(大下条地区)のうち、西条・南条地区を第3分団に統合

# 第3分団 団員数の推移

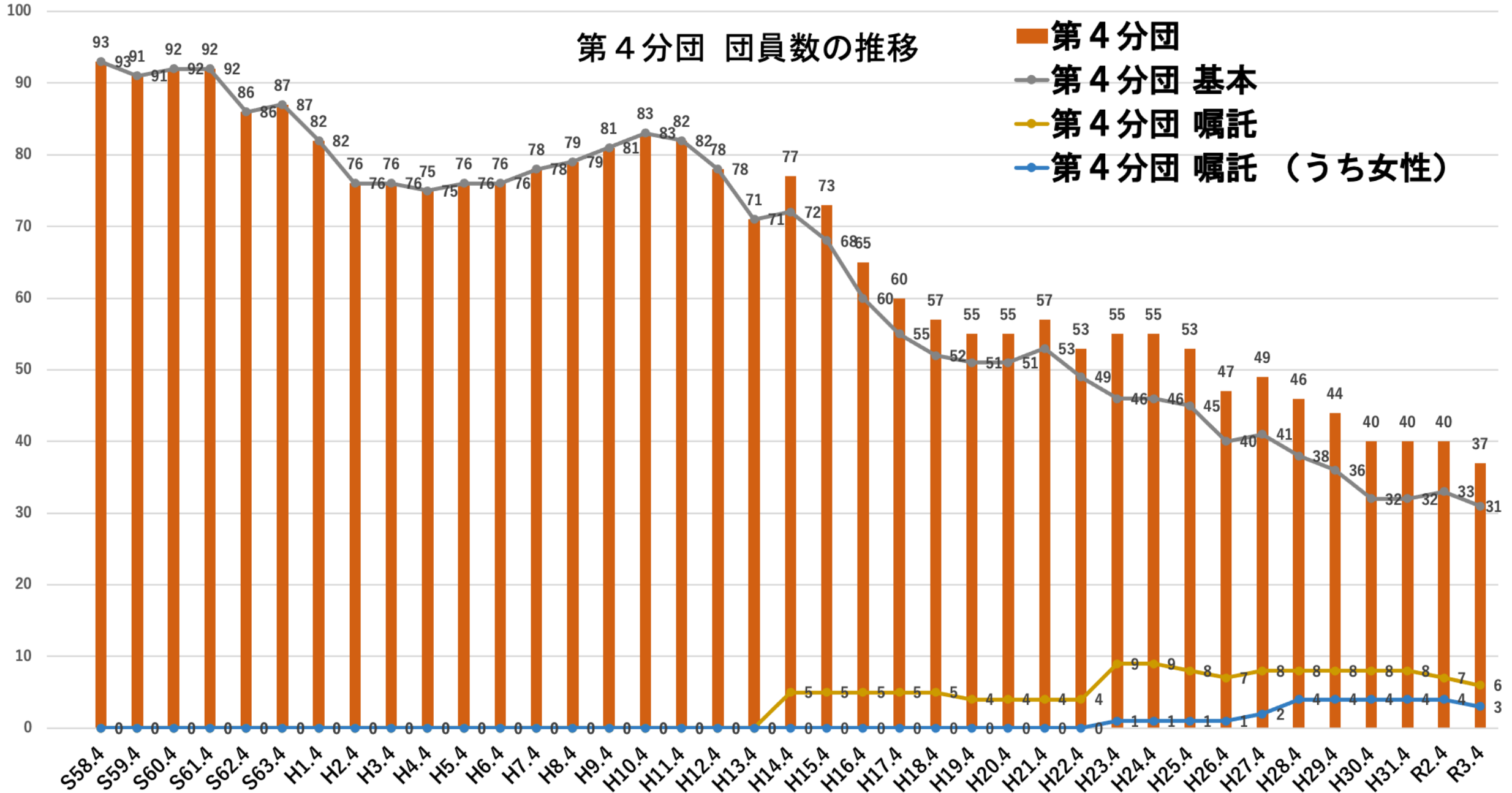
- 第3分団
- 第3分団 基本
- 第3分団 基本 (和合)
- 第3分団 嘱託
- 第3分団 嘱託 (和合)
- 第3分団 嘱託 (うち女性)

平成4年度  
第3分団(和合地区)の団員不足に対応するため第2分団(大下条地区)のうち、西条・南条地区を第3分団に統合



# 第4分団 団員数の推移

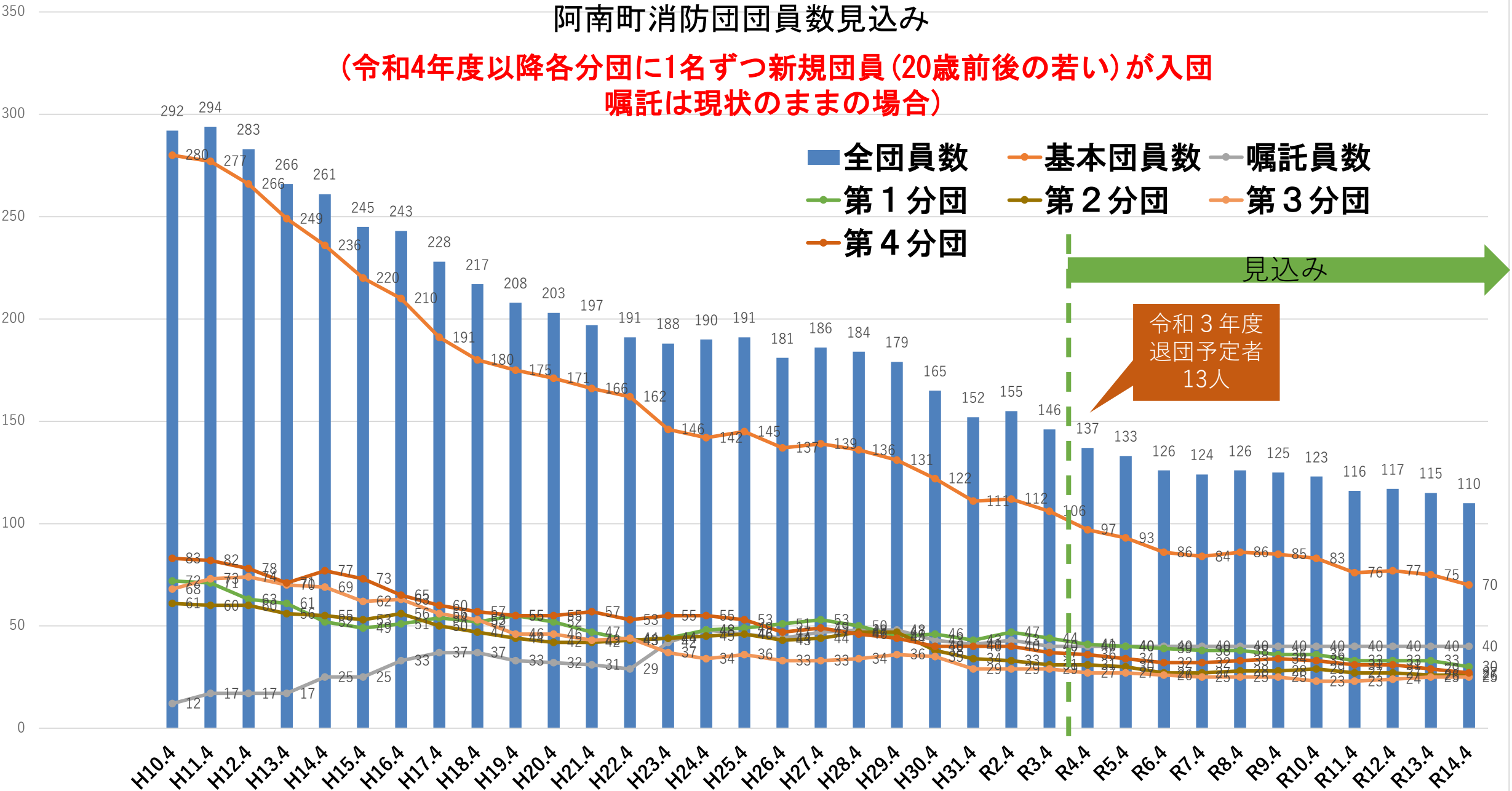
- 第4分団
- 第4分団 基本
- 第4分団 嘱託
- 第4分団 嘱託 (うち女性)





# 阿南町消防団団員数見込み

(令和4年度以降各分団に1名ずつ新規団員(20歳前後の若い)が入団  
嘱託は現状のままの場合)



# 阿南町役場職場消防団員制度（平成15年～）

- 消防団員の定員割れ及び団員の勤務形態の多様化により、昼間の出動消防団員の確保が危惧される中、有事の際に初期活動を円滑に行い、被害を最小限に食い止めるための制度
- 1 対象者（1）阿南町役場本庁に勤務している者  
（2）年齢はおおむね、50歳以下とする  
（3）阿南町消防団に所属していない者
  - 2 任 期 1年
  - 3 定 数 10人以内
  - 4 出動等 出動範囲は平日の勤務時間内に発生した火災等の災害について町全域に出動する。  
出動車両は役場に常駐している普通積載車。

# 阿南町消防団の訓練・行事等(通例)

## 本団（全体）で行う訓練・行事

3月末 春季訓練・辞令交付式

6月 町夏季技術大会

9月 防災訓練/実地訓練

11月 町内予防査察(秋)

12月末 年末夜警

1月 出初式

2月 町内予防査察(春)

## 飯伊地区・阿南地区(南部5町村)で行う訓練・行事

4月 幹部訓練/移動消防学校

5月 地区班操法講習会/水防訓練

6月 飯伊技術大会

2月 地区班消防学校

## 各分団で行う訓練・行事

- ・地区のお祭りの警戒等
- ・地区内福祉施設等の避難訓練
- ・学校など防災授業への協力
- ・分団で行う訓練

# 令和2年度本団独自で実施した訓練等

今年度はコロナ禍により各種行事や操法大会が中止となりましたが、そのような中で必要となる訓練を精査し、コロナ対策に留意しながら実施しました。

## (1) 水防訓練 (6月13日)

阿南町の地形に特化した土砂災害に対応するシート張りやロープワーク、土のうづくり、チェーンソー講習会(初心者と中上級者のレベルに合わせて)を開催

## (2) 阿南消防署・消防団合同訓練 (7月11日)

消防署と消防団の連携を強化するため、合同による水出し訓練と東條で起きた火災検証会、また女性団員による物資運搬訓練を実施

## (3) セーフティ・ファーストエイド講習会 (11月21日予定)

応急処置に携わる際の適切に対応できるよう救護訓練、災害被災者への傾聴による「心のケア」・災害現場で体験する惨事ストレス対応の講習



※訓練を実施する上で、参加団員は2週間前から健康チェックシートにより健康状態と検温を行った上で、参加する。健康上、職場上、参加に不安がある団員は無理強いしない。

# 阿南町消防団が抱える課題

## 東条火災（令和3年3月19日）の事例

- ・ 覚知16：05 ⇒ 鎮圧18：27 ⇒ 鎮火19：17
- ・ 焼損面積 延べ面積694.94㎡ 4棟全焼、死傷者等なし
- ・ 出動車両・人員 消防署…車両5台/人員12名  
消防団…車両10台/人員60名/ホース121本



課題として…現場で活動できる団員数が限られてしまう ⇒ 初期消火から消火活動への影響

- ・ 平日昼間は町外勤務の団員が多いためすぐに駆けつけられない。（2分団の嘱託団員の方が駆けつけていただいていた。）
- ・ 嘱託団員が、基本団員の消火活動を補完できるだけ足りているのか？
- ・ 出動基準が状況に合っていたのか？

（第1分団、第4分団については、分団管轄外で発生した火災は、ポンプ車以外は待機とし、二次要請があった場合に出動する。）





## その他の課題

- 予防活動…チラシ配りや消防水利の点検に係る人手不足  
(令和3年…Googleマップの活用による効率アップ)
- 嘱託員を消防団退団者をお願いしている現状があり、分団長など、本団まで経験された方々をお願いすることが多く、現役団員が恐縮することが多い。
- 実際に活動していなかったりで、名前だけの嘱託員がいる。
- 嘱託員の役割が不明確である。
- 熱心が故に現役団員には重圧。
- 現役団員が嘱託員の顔、名前を知らず、連携が取れない。
- 団員減少のため、定数を満たしていないので、嘱託員は必要。



### 3 消防団の必要性



# ①消防署の体制から見る消防団の必要性

- 日本全国全ての市とほぼすべての町村に消防本部が常備化
- 現在の常備化率は令和2年4月1日時点で98.3%
- 地方部では、都市部に比べて人口密度が低く、人件費に要する財源の確保にも限界があるため、広い地域を少ない人員で対応

- 阿南消防署には署員26名配置されているが、2班による交替制のため、1日に対応できる体制は限られている。他村で救急出動の際に町内で火災が発生すると、出動できる人員が残っていない場合もある。
- 消火活動においては、初期消火が最も有効であるが、到着に時間を要する地域もある。

## 阿南消防署の職員配置と消防機械等の現況

役職	人員 (人)
署長	1
消防第一係	6
消防第二係	6
救急第一係	3
救急第二係	3
予防係	6
小計	26
平谷分署	11
和田分署	12
合計	48

車両	台数
ポンプ車	1
小型ポンプ付き積載車	1
救助工作車	1
救急車	2
資機材搬送車	2
指揮車	1
査察広報車	1
合計	9

機械等	数量	
無人航空機(ドローン)	1	
ホース	40mm	15
	50mm	90
	65mm	55
化学消火薬剤(ℓ)	280	
発砲管銃	2	
消火原液吸入装置	2	
ファイヤーレンジャー	20	
空気呼吸器	12	
空気ボンベ	6.8ℓ	19
	8ℓ	12
ゴムボート	2	
エアーテント	1	

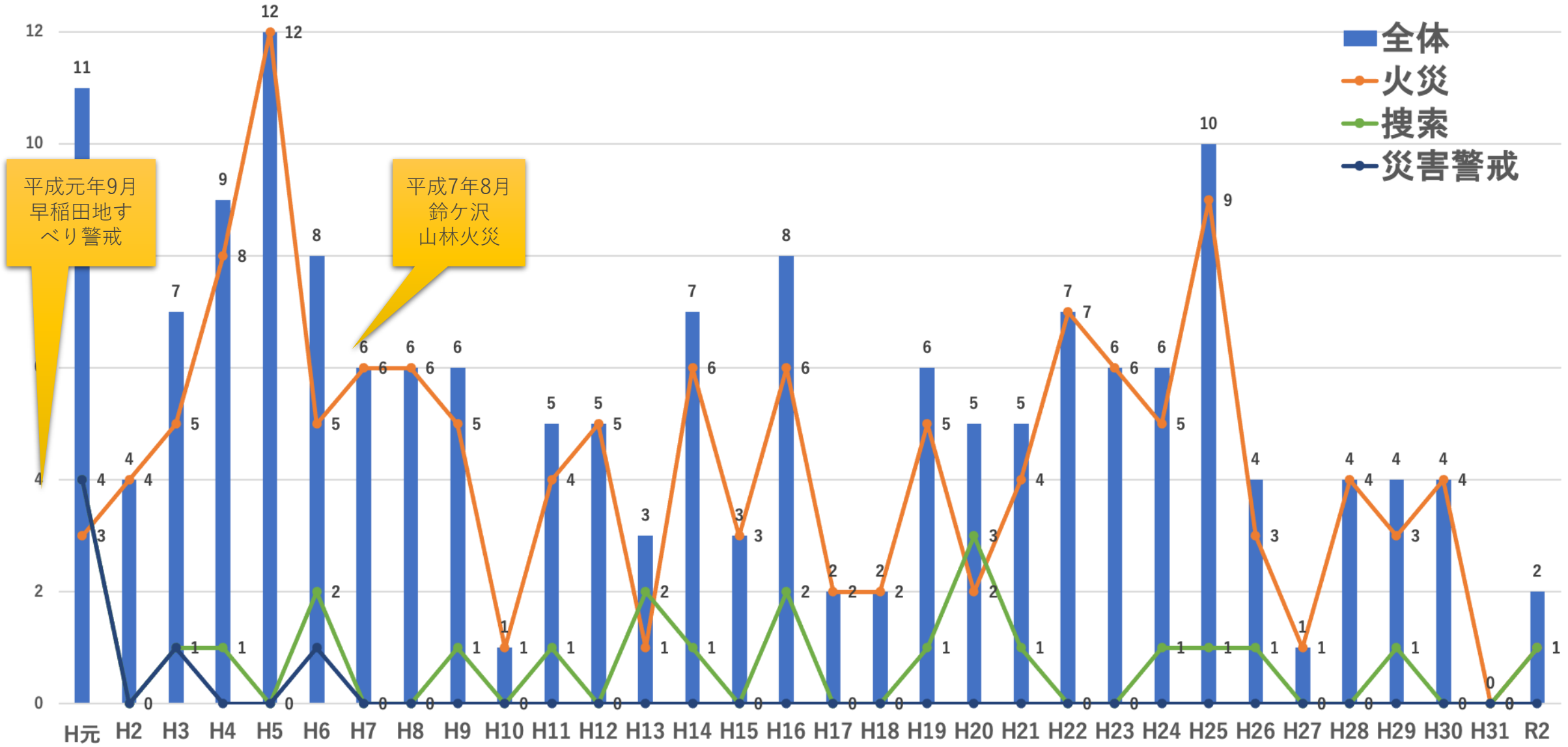
この人数で2班体制で  
交替しながら南部5町  
村を対応している

## 阿南消防署の出動状況（令和2年度）

種別	回数	延べ人員
火災	9	51
救急	384	1,187
救助活動	17	110
風水害等の災害	0	0
演習・訓練等	8	15
広報・指導	188	257
警防調査	54	78

種別	回数	延べ人員
火災調査	11	23
特別警戒	0	0
搜索	0	0
予防査察	94	189
誤報等	2	10
その他	128	225
<b>合計</b>	<b>895</b>	<b>2,145</b>

# 阿南町消防団出動件数の推移

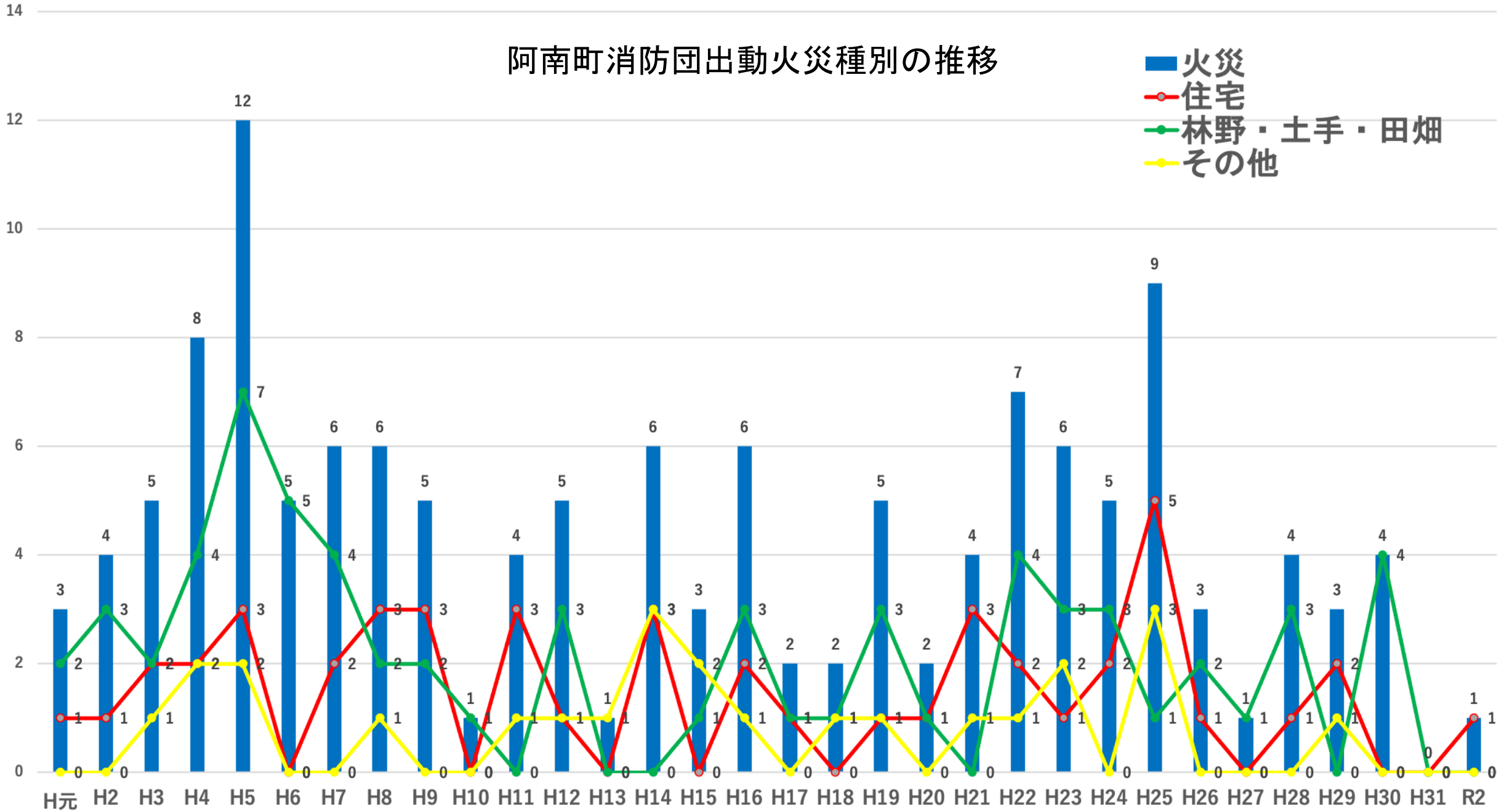


平成元年9月  
早稲田地す  
べり警戒

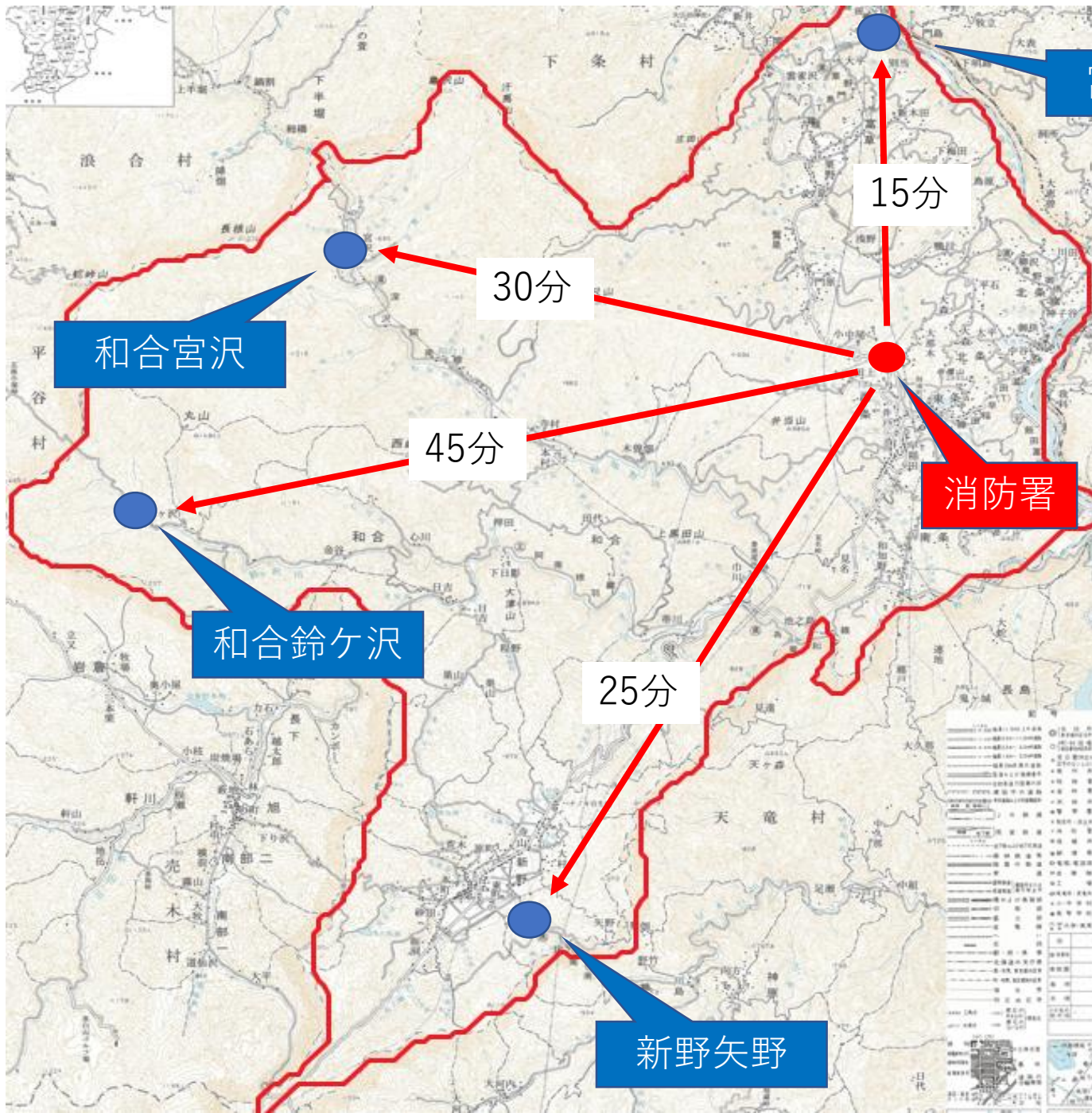
平成7年8月  
鈴ヶ沢  
山林火災

# 阿南町消防団出動火災種別の推移

- 火災
- 住宅
- 林野・土手・田畑
- その他







富草大島

15分

和合宮沢

30分

消防署

45分

和合鈴ヶ沢

25分

新野矢野

# 消防署からの 到着時間状況図

※Googleマップでの試算

# 消防団が地域の消防体制において担う役割

火災時

- 初期消火活動
- 水利の確保及び消防署消火隊への水の補給
- 現場付近の交通整理
- 鎮火後の監視

平時

- 防火水槽や消火栓などの防火水利施設の維持管理や点検



**地域の消防体制は、消防署と消防団の両方が連携することで初めて成り立つ**



②『消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律』の創設からみる消防団の必要性

## 平成23年3月11日 東日本大震災



【教訓】公助だけでは大災害に対応することが非常に厳しい…

平成25年12月「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定

【法律の特色】地域防災の中核として消防団を重要視している。

①消防団の強化（第8条）

- ・国及び地方公共団体は、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

②事業者の協力（第11条）

- ・事業者は従業員への入団や活動について、できる限り配慮するものとする。



これまでの消火・防火活動を主体とした消防団の捉え方に加え、総合的な地域防災力の要としての消防団の必要性も認識しなければならない。

（ただし、団員に負担を招くことのないように配慮しながら）

### ③その他の要因からみる消防団の必要性

- 台風や梅雨シーズンなど水害の恐れがある場合の活動
  - ・河川や水路の状況監視
  - ・土のう積み、シート張り、チェーンソーなどを使用した啓開
  - ・避難行動の誘導（車両による広報）
- 行方不明者の搜索活動



**地域の実情を熟知し要員動員力を持った消防団こそ可能な活動**

**地域内で発生する課題に即時対応できる組織**

## 4 消防団の活性化対策

# 1 消防団組織・制度の多様化方策

- A) 問わず、全ての災害、訓練に参加することができる消防団員(以下「基本団員」)昼夜を基本とした現在の制度を維持した上で、必要な団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として、各種の多様化方策が導入されている。
- B) 「厳しい訓練と全ての活動に参加することは難しいが、火災等の災害や大規模災害等なら出動する」「一部の役割・活動だけなら協力できる」「時間が許す範囲で協力できる」といった特定の時間・活動に従事することを予定する消防団員を含めて、必要な消防団員を確保することができる、基本的団員の補完を目的とした地域事情に合わせ選択できる制度の導入。
- C) 地域住民が参加しやすい環境を作るため、消防団が選択できる制度としの一つとして機能別団員及び機能別分団の制度等を導入し、消防団組織・制度の多様化を図りたい。

## ①機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員） ※別紙参照

- 職務上の都合、体力的状況等で、基本団員と同等の活動ができない人が、入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害等に参加するほか、訓練により、消防団員として最低限必要な技術や知識を習得・保持することが条件となる制度。
- 想定されるなり手としては、消防職員・団員OB、事業所・団体等の従業員、特殊な資機材・能力等を持つ事業所・団体等の関係者、女性、学生等の有効な活用が可能。
- 特定する活動・役割については、制限を設けず町や消防団が自由に設定することが可能である。
- ◆ 職団員OB団員…火災や大規模災害時に限り出動する。
- ◆ 大規模災害団員…大規模災害時に消防団の役割が増加、多様化し、基本団員のみでは人手不足が生じるような場合に限り出動する団員。
  - ※事業所等で所有する資機材(重機や福祉車両、ドローン等)を活用し活動する。
  - ※災害情報の収集、報告、地域住民への伝達、避難誘導、安否確認(これに伴う簡易な救助・捜索を含む)、避難所運営支援(応急救護等)
  - ※被害状況や活動期間によっては、救助活動、がれき撤去、捜索活動等の支援を実施。
- ◆ 女性団員…入団促進PR活動、幼児等への防火・防災指導、救急講習会の支援、避難所、広報活動等の支援要員として活動する。(※別紙参照)
- ◆ 予防広報団員…分団員は予防広報活動に特定した活動。ただし大規模災害には出動する。
  - 例) 住宅防火診断、高齢者宅訪問、巡回広報、火災予防運動等
- ◆ ラッパ団員…分団員は式典、パレードのみ吹奏する等。

## ②休団制度

- 団員が長期出張、育児等で長期活動ができない場合、団員の身分を保持したまま一定期間活動休止を消防団長が承認する制度。

## ③多彩な人材の採用・活動できる制度

- 現在の嘱託員制度は年齢・勤務地等を制限しているため、幅広い層の住民が入団できる環境整備
- 年間通じての募集・採用の実施

## ④活動環境の整備

- 転居による退団者について、転出先でも消防団活動を容易に継続できるようにする仕組みづくり（消防団員歴を示す紹介状の発行等）
- 活動実態に見合う適切な年額報酬や出動手当の支給、消防団の装備の改善等

## ⑤訓練

- 年に数回、大規模災害を想定した訓練
- 過大な負担は避け、求められる役割に必要な知識技術を身に付ける訓練を集中的に実施。

## ⑥処遇

- 年額報酬または日額報酬
- 出動手当…基本団員と同等
- 退職金…なし
- 公務災害補償…対象
- 階級…団員。ただし、一定の知識や技術を持つリーダー的存在の者は、班長や部長等の階級に位置づけることも可能。

## 2 消防団と事業所との連携体制の強化

- ① 会社員団員の活動のためには、雇用事業所の理解が不可欠であり、町は消防団と事業所の連絡体制を確保し、消防団の情報を提供するほか、事業所側の要望を把握対応し、協力体制を確立することが必要。
- ② 「消防団協力事業所表示制度(平成18年)」…全消防団員の約7割が被雇用者であることから、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、被雇用者消防団員の活動環境の整備、事業所との新たな協力関係の構築、事業所における防災知識・技術に関するストックの活用、消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり等が示された。
- ③ 従業員である被雇用者消防団員においては、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備が必要である。そのため、消防団から事業所にアプローチし、相互で話し合い協力頂くことが必要である。その上で、事業主と消防団で予め消防団活動について必要な事項は取り決める。  
※勤務時間中における災害出動及び訓練等への配慮として、ボランティア休暇扱い、公休扱いまたは通常の勤務扱いにして頂く等。必要であれば、覚書の締結等により調整し、団員への活動環境を整備する。
- ④ 大規模災害発生時等において、事業所が所有する重機・福祉車両等の提供と併せてその資機材の操縦技術を有する従業員が機能別消防団員となり、事業所が社会責任及び社会貢献の一つと捉え、地域防災活動に協力してもらええる関係を構築すること。

## ⑤ 信州消防団員応援ショップ

火災や災害などから地域の安全・安心を守るため、日夜活動している消防団員を応援し、消防団活動をより活発するために、長野県で独自に実施している事業。県内の消防団員やその家庭に対して、あらかじめ登録された店舗を利用することで割引やサービス等の特典を受けられる。

<応援ショップに登録するメリット>

- 新たな顧客の拡大…長野県下30,000人以上の消防団員とその家族が利用
- 社会貢献に取り組む店舗としてのイメージアップ…地域の防災力強化に協力している店舗としてイメージアップ
- 店舗PRのチャンス…「信州消防団員応援ショップ検索サイト」への掲載。県消防協会のHPやチラシへの掲載。

●登録店舗数 1,422店舗（令和2年6月30日現在）

飯田下伊那地域…146店舗

阿南町…丸中石油店→ガソリン軽油は店頭価格より4円/L引き、灯油は2円/L引き

飯田信用金庫→住宅ローン金利優遇

みなみ信州農業協同組合→各種ローン金利軽減対象



信州消防団員カード（表面）【見本】

### 【参考】

飯田市…●AOKI→5%割引 ●auショップ→500円分ギフトカード●お食事処天月→ドリンク1杯サービス

●(株)キラヤ→全商品5%引き ●つぼ八→①3%OFF②4,000円以上コース8人以上で無料ほか

●ナカムラ理容室→緊急出動時の洗髪無料 ●八十二銀行→リレー積立図書カード500円分

●ホテルルートイン飯田→宿泊料8%引き●メガネのナガタ→メガネ購入者へ食器洗い洗剤プレゼント …etc



登録店舗表示ステッカー



### 3 女性消防団員の活躍推進

- 消防団員数が減少する一方、女性消防団員数は、年々増加している。平成2年1923人、令和2年27200人(全体の3.3%) 女性消防団員採用団は1651団(全体の75.1%)
- 女性消防団員は、地域の実情に応じて、消防団本部付の採用とされたり、各地域を管轄する分団に所属、女性のみで組織する分団に所属したりと活躍形態は様々である。
- 活動内容については、男性団員と同様に、消火、ポンプ運用、救助活動に従事したり、女性のソフトな面を生かして、住宅用火災警報器の普及促進、一人暮らし高齢者宅の防火訪問、入団促進PR活動、幼児等への防火・防災指導、救急講習会の支援、避難所、広報活動等の支援要員等がある。

※全国の活動内容については別紙参照。

## 4 消防団活動のPR

- ① 消防団が地域住民と接することが理解を深める ことに大きな効果が期待されることから、火災予防広報、防火診断など地域住民と接する活動を積極的に展開する必要がある。また、防災訓練、操法大会等の各行事へ地域住民・消防団員家族が参加することが消防団の理解向上に有効である。
- ② 加入推進用ポスター、リーフレット、映像作成(Youtube)・配布、SNSの活用、消防庁ホームページの運用、新聞・雑誌広告等。
- ③ 出初式でのパレード（子ども消防クラブの参加、粗品の配布）

## 5 装備等の充実強化

- ① 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の配備
- ② 情報収集活動用資機材及び小型動力ポンプの整備  
消防学校に対し、災害現場の状況を速やかに把握するための情報収集活動用資機材(オフロードバイク、ドローン等)や女性・若者でも扱いやすい小型動力ポンプを配備、訓練を支援。
- ③ 補助対象資機材の整備排水ポンプ、切創防止用保護衣・耐切創性手袋・防塵メガネ・マスク等

## 6 消防団員等に係る自動車等損害見舞金

消防団(水防団含む)の災害活動において、団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を支給し団員の経済的負担を軽減することにより、団員の活動環境の整備を図るもの。

## 7 消防団員の処遇改善

消防庁では、消防団員数が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、検討を行いました。

消防団員の処遇等に関する検討会 第1回 令和2年12月24日～第7回 令和3年6月30日



### 最終報告書（令和3年8月）

今後の消防団活動に当たり取り組むべき事項がまとめられる

- ①**消防団の現状**…消防団員数は危機的状況。他方、役割の多様化で一人ひとりの団員負担も大きい。
- ②**出動手当**…災害に関する出動報酬は7,000～8,000円/日程度の額標準的な額とすること
- ③**年額報酬**…「団員」階級の者については36,500円年を標準的な額とし、支給は団員個人に支給すること。
- ④**消防団の運営に必要な経費**…団員報酬が分団の運営費となる現状もあるが、  
そうした運営費は市町村が適切に予算措置をすべきであること。
- ⑤**市町村における対応**…消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正や予算措置を行うこと。
- ⑥**国や都道府県における対応**…市町村に対して助言等の支援や国は財政措置のあり方に十分な検討を行うこと。

各団員の実際の活動実績に応じて出動手当を支給することは、団員の士気高揚に資するとともに、実質的な活動実績がない団員の抑制にも繋がるものと考えられます。

# 消防庁の通知（消防地第171号令和3年4月13日） 内容と町の現況比較

	消防庁の通知	町の現況
報酬の種類	非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年額報酬</li> <li>・出勤手当（行事出席報酬）（平成26年4月～） ※火災等による出勤報酬は無し</li> </ul>
年額報酬の額	年額報酬の額は、「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団長…277,600円/年・副団長…238,600円/年</li> <li>・分団長…89,100円/年・副分団長…74,700円/年</li> <li>・部長…50,100円/年・班長…39,000円/年</li> <li>・団員…33,500円/年 ※嘱託…10,000円/年</li> </ul>
出勤報酬の額	出勤報酬の額は、災害に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災等による緊急時の出勤報酬は無し</li> <li>※出勤手当（行事出席報酬）（平成26年4月～） 町関与行事（出初式、操法大会等）に対し、出席数×4,000円の報酬を年額報酬とは別途に個人へ直接支給</li> </ul>
費用弁償	上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</li> </ul>
支給方法	報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。	団員報酬は・・・ <ul style="list-style-type: none"> <li>・部長以下は所属分団へ支給</li> <li>・正副分団長以上は個人へ直接支給</li> <li>・年四半期に分けて支給</li> </ul> 出勤手当は・・・ <ul style="list-style-type: none"> <li>・全団員個人へ直接支給</li> <li>・半期に分けて活動記録に基づいて支給</li> </ul>

# ① 報酬額について (年額…階級が団員の場合) 令和3年4月1日現在

阿南町…33,500円/年

全県の平均…18,864円/年

(最大：飯田市36,500円/年 最小：長和町10,000円/年 **阿南町は県下で2番目**)

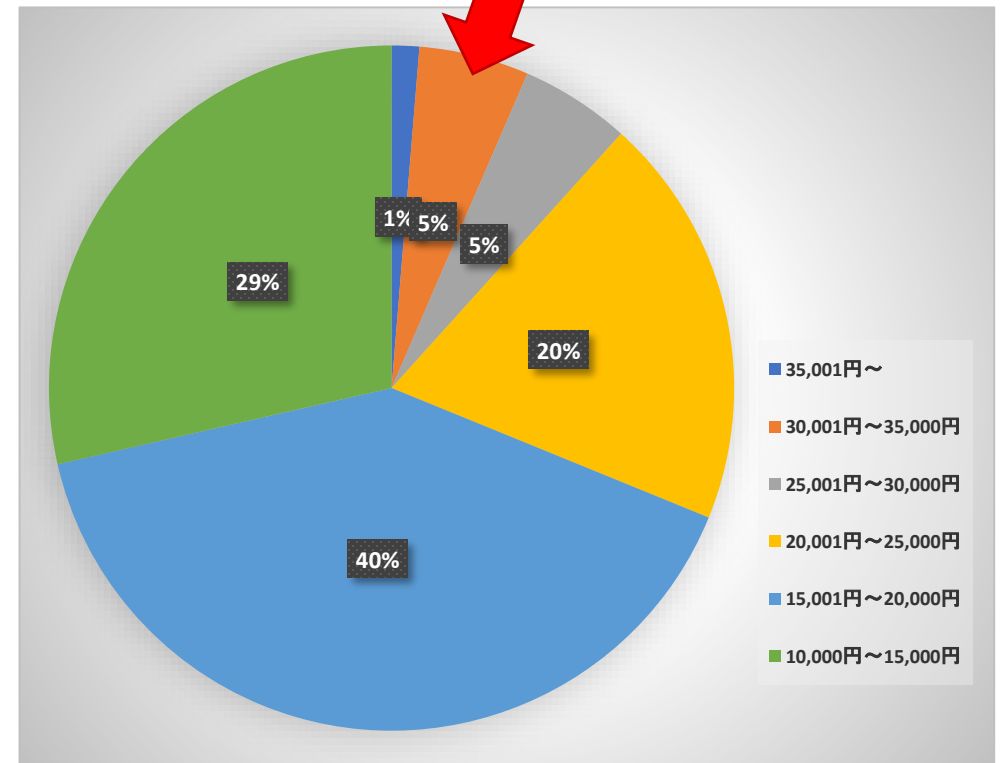
飯伊の平均 …21,793円/年

地区班の平均…19,120円/年

飯田市	年額	36,500
松川町	年額	26,000
高森町	年額	25,000
阿南町	年額	33,500
阿智村	年額	19,000
平谷村	年額	17,000
根羽村	年額	19,000
下條村	年額	12,600
売木村	年額	18,000
天龍村	年額	10,500
泰阜村	年額	21,000
喬木村	年額	25,000
豊丘村	年額	25,000
大鹿村	年額	17,000

令和2年4月1日時点では  
阿南町は県下1番目  
だったが・・・  
飯田市が令和3年4月1日に  
30,000円⇒36,500円に  
値上げしたため、  
現在は県下で2番目に

**阿南町はここ**



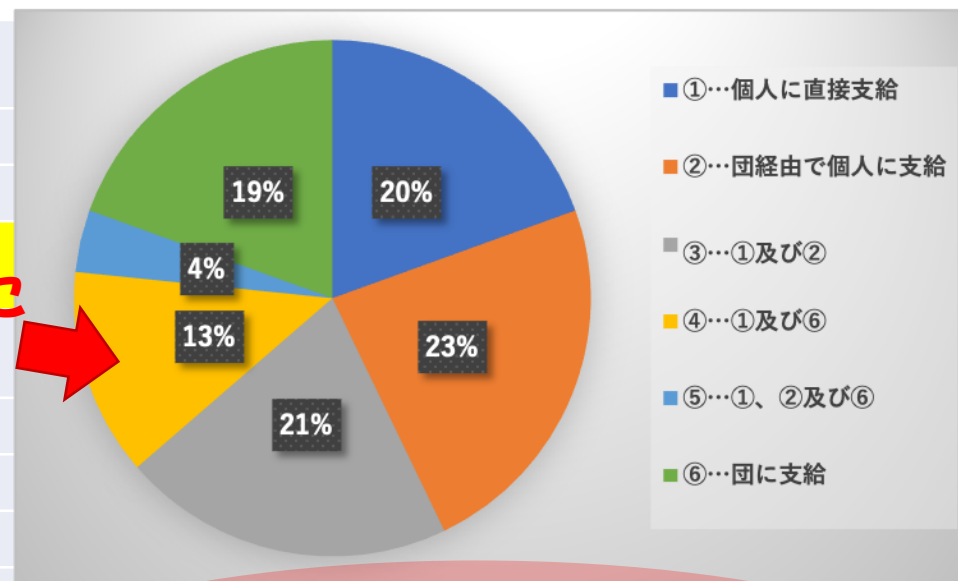
## ②年額報酬の支給方法について（令和3年4月1日現在）

- ①…個人に直接支給      ②…団経由で個人に支給      ③…①及び②  
 ④…①及び⑥              ⑤…①、②及び⑥              ⑥…団に支給

阿南町… ④…①及び⑥（正副分団長以上は個人支給、部長以下は所属分団口座へ振込）  
 全県の状況… ①：15 ②：18 ③：16 ④：10 ⑤：3 ⑥：15

飯田市	③ ①及び②	団長・副団長・本部分団長は個人に支給、その他の団員は分団を通じて個人に支給	振込手数料の負担が増加するため 団からの要望
松川町	⑥ 団に支給		事務の煩雑化するため
高森町	① 個人に直接支給		
阿南町	④ ①及び⑥	正副分団長以上は個人支給 部長以下は所属分団口座へ振込	
阿智村	⑥ 団に支給		以前からの方法であること。 事務の煩雑化するため 現在の方法と今後どうしていくかは団側とも調整中
平谷村	② 団経由で個人に支給		振込手数料の負担が増加するため
根羽村	⑤ ①、②及び⑥		事務が煩雑化するため。
下條村	④ ①及び⑥		事務が煩雑化するため
売木村	② 団経由で個人に支給		事務の簡素化
天龍村	⑥ 団に支給		
泰阜村	③ ①及び②	検討中 基本個人へ支払う予定	
喬木村	② 団経由で個人に支給		事務が煩雑化するため
豊丘村	⑥ 団に支給		団からの要望
大鹿村	② 団経由で個人に支給		振込手数料の負担が増加するため

阿南町はここ



個人または団経由のいずれかで個人に支給している市町村は県下で64%  
 個人ではなく団にのみ支給している市町村は19%←理由で多いのは①事務の煩雑化  
 以下②振込手数料の負担増③団からの要望等



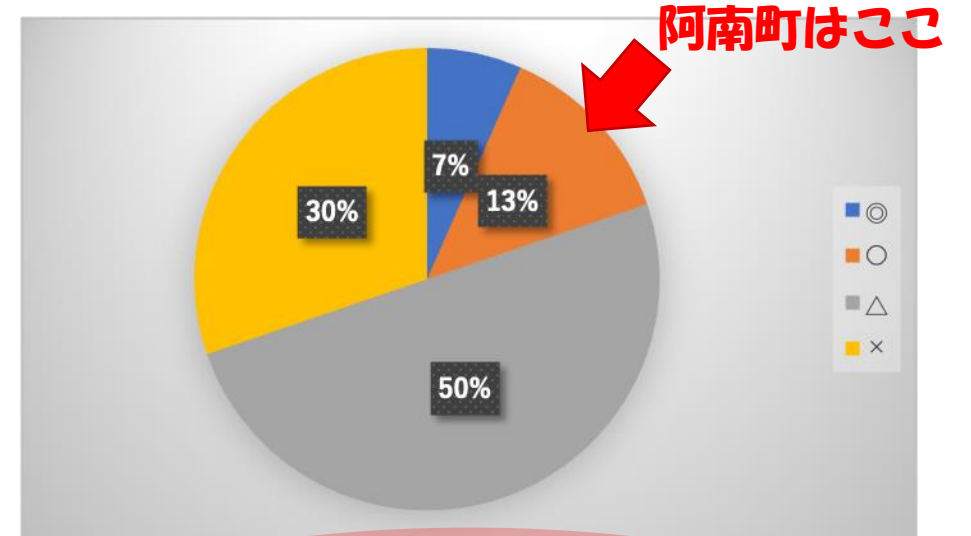
### ③ 令和4年度の団員報酬額の増額予定について (令和3年4月1日時点)

◎…36,500円以上に増額する予定  
○…36,500円以上に増額を検討しているが時期は未定

△…増額を検討しているが金額は未定  
×…増額する予定はない

阿南町… ○ (今のところ、時期未定であるが、消防庁の通知にある報酬基準への増額を検討中)  
全県の状況… ◎ : 5   ○ : 10   △ : 38   × : 23   ※すでに36,500円に達している飯田市は除外

飯田市		
松川町	×	地域平均、県内平均と比較して上位であり、周辺市町村とのバランスを考慮しても、現状では増額を検討していません。
高森町	△	R3年度から25,000円に増額
阿南町	○	今のところ、時期未定であるが、消防庁の通知にある報酬基準への増額を検討中
阿智村	△	報酬審議会に諮りました。役職による報酬の幅が大きいため、全体を見直す予定
平谷村	△	時期未定であるが、増額を検討中
根羽村	△	時期、額未定だが増額を検討中。
下條村	△	活動実績に応じた個別の褒賞制度を拡充
売木村	△	増額を検討
天龍村	△	時期未定であるが、36,500円への増額を検討中
泰阜村	◎	
喬木村	○	令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知に基づき、増額を検討中
豊丘村	△	報酬の他に消防団員へ村独自の商品券を配布 (1世帯30,000円)
大鹿村	◎	R3年度中に36,500円に増額予定



現時点で、増額を予定又は検討している市町村は県下で70%ほどいる。  
予定のない市町村は30%だがそのうち5%くらいは  
①交付税措置があれば検討する市町村や  
②周辺の様子によって検討する市町村もあり

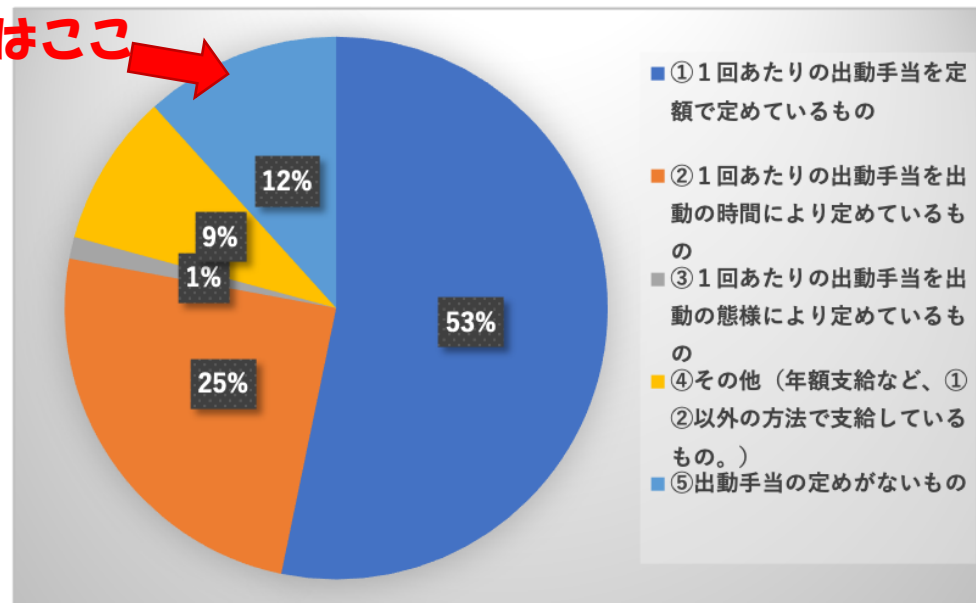
## ④ 出勤手当の支給単位について (令和3年4月1日現在)

- ① 1回あたりの出勤手当を定額で定めているもの
- ② 1回あたりの出勤手当を出勤の時間により定めているもの
- ③ 1回あたりの出勤手当を出勤の態様により定めているもの
- ④ その他（年額支給など、①②以外の方法で支給しているもの。）
- ⑤ 出勤手当の定めがないもの

阿南町… ⑤

全県の状況… ① : 41 ② : 19 ③ : 1 ④ : 7 ⑤ : 9

阿南町はここ



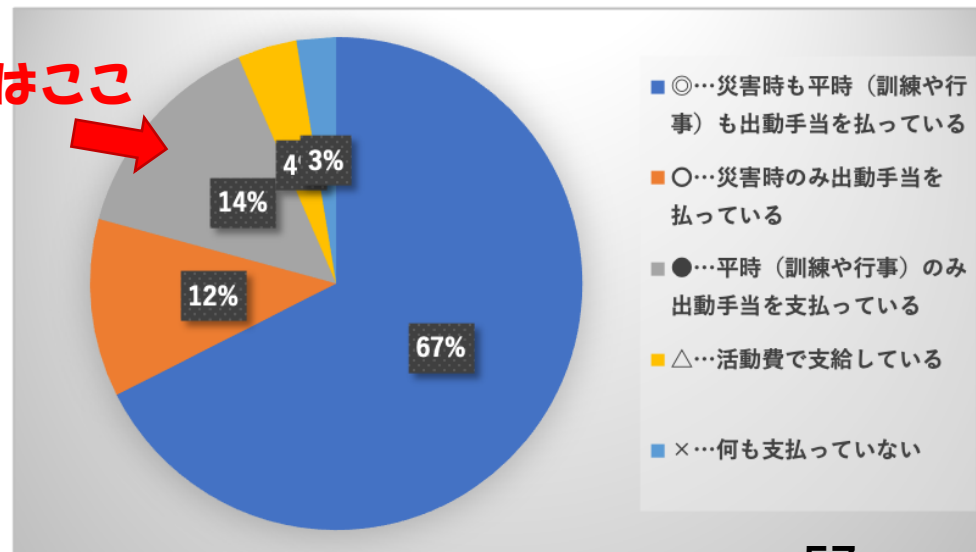
### ※出勤手当の現況 (若干推測もあるので参考程度)

- ◎…災害時も平時（訓練や行事）も出勤手当を払っている
- …災害時のみ出勤手当を払っている
- …平時（訓練や行事）のみ出勤手当を支払っている
- △…活動費で支給している
- ×…何も支払っていない

阿南町… ●（町関与行事（出初式、操法大会等）に対して、出席数×4,000円）

全県の状況… ◎ : 52 ○ : 9 ● : 11 △ : 3 × : 2

阿南町はここ



## ⑤ 出動手当額について (1回あたり※災害時と平時で差異がある場合は高いほう) 令和3年4月1日現在

阿南町…4,000円/回

火災出動時 全県の平均…2,002円/回

(支給対象のうち 最大：北相木村8,000円/回 最小：東御市580円/回)

訓練時等 全県の平均…2,655円/回

(支給対象のうち 最大：飯田市9,000円/回 最小：中野市550円/回)

飯伊の現状は、火災出動手当を支給しているのは下條村と喬木村のみ？

飯伊の平均 …6,024円/回 (訓練時等) 地区班の平均…5,365円/回

	条例で定める出動手当額（単位：円）									備考 （出動手当を定めていない理由等）
	支給単位の詳細 （②、③、④の場合に記入）	災害時			平時		その他・説明 （態様（放水の有無等）により変動がある場合や、その他の場合及び左記に無い手当（研修・式典等に参加した手当）等がある場合は、その内容を記入）			
		「②1回（時間により変動あり）」の場合	「③1回（様態により変動あり）」の場合	「④その他」の場合	火災出動	風水害等 その他の災害	警戒	訓練	説明	
	1回とみなす時間を記入	様態の区分を記入	支給単位を記入	R3.4.1 現在	R3.4.1 現在	R3.4.1 現在	R3.4.1 現在			
飯田市	③1回（態様により変動あり）	1日			-	-	-	9,000	9,000	
松川町	②1回（時間により変動あり）	4時間			-	-	-	7,000		
高森町	⑤定めなし							半日 3,900 1日 6,700		
阿南町	⑤定めなし								町関与行事（出初式、操法大会等）に対して、出席数×4,000円	行事出席報酬を年額32,000円（8×4,000円）支給しているため。
阿智村	④その他						6,000	6,000	広報・訓練等 1日6,000円 2時間程度2,500円	
平谷村	②1回（時間により変動あり）	4時間					1,500	8,000		
根羽村	①1回（時間・様態に関係なく定額）						1,400	1,700	1,200 技術訓練	
下條村	②1回（時間により変動あり）		日額	1,000	1,000	2,600	4,900	4,900	出動～解散4時間未満1,000円 出動～解散4時間以上2,000円	
売木村	⑤定めなし		1日		-	-	5,600	5,600		
天龍村	⑤定めなし						6,960	6,960	訓練活動時に日額報酬として支給	
泰阜村	⑤定めなし									火災時での出面確認等が難しいため
喬木村	②1回（時間により変動あり）	1日、半日、夜間							1日：6,800円 半日：4,000円 夜間：2,500円	
豊丘村	⑤定めなし									維持交付金の一部として分団に支給しているため
大鹿村	①1回（時間・様態に関係なく定額）				-	-	6,400	6,400	会議報酬 2,000円	

# ⑥ 出勤手当の支給方法について (令和3年4月1日現在)

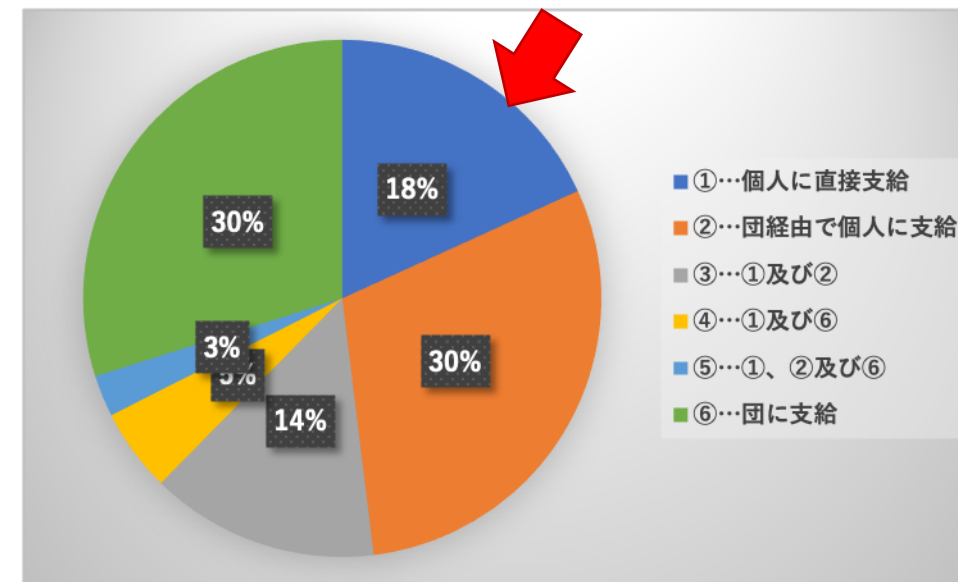
- ①…個人に直接支給      ②…団経由で個人に支給      ③…①及び②  
 ④…①及び⑥              ⑤…①、②及び⑥              ⑥…団に支給

阿南町… ①

全県の状況… ① : 14   ② : 23   ③ : 11   ④ : 4   ⑤ : 2   ⑥ : 23

阿南町はここ

市町村名	条例で定める出勤手当額 (単位:円)					
	出勤手当の支給方法		直接支給しない理由できない理由			
	① 個人に直接支給	② 団経由で個人に支給	③ ①及び②	④ ①及び⑥	⑤ ①、②及び⑥	⑥ 団に支給
飯田市	② 団経由で個人に支給	振込手数料の負担が増加するため 団からの要望				
松川町	② 団経由で個人に支給	事務が煩雑化するため				
高森町	⑥ 団に支給	事務が煩雑化するため				
阿南町	① 個人に直接支給					
阿智村	⑥ 団に支給	以前からの方法であること。 事務の煩雑化するため 現在の方法と今後どうしていくかは団側とも調整中				
平谷村	② 団経由で個人に支給	振込手数料の負担が増加するため				
根羽村	⑥ 団に支給	事務が煩雑化するため				
下條村	② 団経由で個人に支給	事務が煩雑化するため				
売木村	② 団経由で個人に支給	事務の簡素化				
天龍村	⑥ 団に支給					
泰阜村	③ ①及び②					
喬木村	② 団経由で個人に支給	事務が煩雑化するため				
豊丘村	⑥ 団に支給	団からの要望				
大鹿村	③ ①及び②	全団員対象の出勤は団に支給し、幹部訓練等参集範囲が限定される出勤は団経由で個人に支給。				



個人または団経由のいずれかで個人に支給している市町村は県下で62%  
 個人ではなく団にのみ支給している市町村は30%←理由で多いのは①事務の煩雑化  
 以下②振込手数料の負担増③団からの要望等

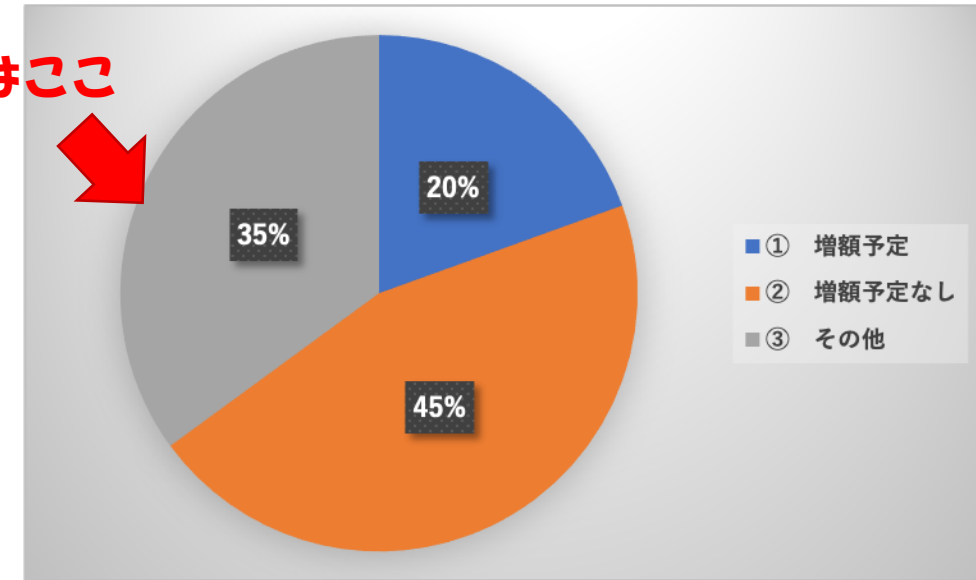
# ⑦ 令和4年度の出動手当額の増額予定について (令和3年4月1日時点)

①…増額予定      ②…増額予定なし      ③…その他

阿南町… ③ (今のところ、時期未定であるが、消防庁の通知にある報酬基準への増額を検討中)  
 全県の状況… ① : 15    ② : 35    ③ : 27

市町村名	条例で定める出動手当額 (単位: 円)
	R4年度の出動手当の増額予定 ① 増額予定    ② 増額予定なし    ③ その他
飯田市	② 階級手当を増額しているため
松川町	② 近隣町村とのバランスを考慮して。
高森町	② まずは、R3年度に基本団員の年額報酬を増額、その他の手当、報酬の見直しは段階を追って検討
阿南町	③ 今のところ時期は未定であるが、消防庁の通知基準への増額を検討中。
阿智村	② 他市町村と比べながら検討
平谷村	③ 他市町村の動向をみつつ、協議し額面を決定し増額を検討する予定だが、日程については未定
根羽村	① 額は未定だが、増額を検討中。
下條村	② R2見直ししたため
売木村	② 増額を検討
天龍村	② 時期については未定。増額については検討中。
泰阜村	①
喬木村	③ 令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知に基づき、増額を検討中
豊丘村	② 訓練や会議への出動にたいして、維持交付金の一部として(半日:4,300円、1日:7,100円) 団へ支給している。
大鹿村	① R3年度中に7,000円に増額予定

阿南町はここ



現時点で、増額を予定又は検討している市町村は県下で20%ほどいる。  
 予定のない市町村は45%だが検討中も多く、  
 また、その他の市町村の35%の中にも検討中もあり  
 今後増額を検討している市町村は多いと思われる



## 2 消防団の現状 追加資料①

### 消防団員準中型自動車免許取得費補助金（令和2年～）

- 準中型免許が新設されたことにより、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した団員は「積載車」及び「ポンプ車」の運転ができなくなった。また、すべての消防車でマニュアル（MT）を採用しているため、免許がオートマチック（AT）限定の団員は運転できない。

以上の課題を解決するために、以下の経費について補助する制度を新設

（1）普通自動車免許を所持している者であって、準中型免許の取得に係る経費

…限度額150,000円

（2）普通自動車免許（AT限定免許）を所持している者であって、準中型免許の取得に係る経費

…限度額170,000円

※令和2年度の実績…2名

令和3年度は今のところ実績なし



## 2 消防団の現状 追加資料②

### 消防団救助能力向上のための資機材購入（令和元年～）

- 国費の消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）を活用して以下の資機材を購入してきました。

令和元年・・・チェーンソー 各分団に2台ずつ 計8台

チェーンソー用チャップスも合わせて



令和2年・・・カセットボンベ式発電機 各分団に2台ずつ 計8台

ジャッキ 各分団に2台ずつ 計8台



令和3年・・・ガソリン式発電機 各分団に1台ずつ 本部に2台 計6台

